

▼ I N D E X

- 1 ☆豪華賞品が当たる☆新型指標連動ETF・ETNクイズキャンペーンのご案内
- 2 新着アナリストレポートのご案内
- 3 上場会社動画配信情報
- 4 証券取引等監視委員会コラム

※ 以下については、証券取引等監視委員会のホームページ掲載にあたり、上記目次の4を抜粋しております。

4 証券取引等監視委員会コラム

開示書類の虚偽記載等について(6)

今回は、「大量保有報告書等の不提出」と「虚偽記載のある大量保有報告書等の提出」について説明したいと思います。

1. 概要

上場会社の株券等について、その株券等に係る保有割合(発行済株式総数に対する保有株券等の数の割合)が100分の5を超える大量保有者は、株券等保有割合に関する事項、取得資金に関する事項、保有の目的等を記載した「大量保有報告書」を、大量保有者となった日から5営業日以内に、内閣総理大臣に提出しなければなりません(金商法第27条の23第1項)。

また、大量保有報告書を提出すべき者は、大量保有者となった日の後に、株券等保有割合が100分の1以上増加し又は減少するなどした場合は、その日から5営業日以内に、その変更事項に関する「変更報告書」を内閣総理大臣に提出しなければなりません(金商法第27条の25第1項)。

こうした規定に違反して、大量保有報告書又は変更報告書について、これらを提出しない者や、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出した者は、刑事罰又は課徴金納付命令の対象となります。

2. 大量保有報告書等の不提出

(1) 刑事罰

大量保有報告書又は変更報告書を提出しない者は、5年以下の懲役もしくは

500万円以下の罰金に処せられ、又はこれらが併科されます(金商法第197条の2第5号)。

また、法人の役職員が、その業務・財産に関し違反行為をしたときは、その法人に対しても5億円以下の罰金刑を科す両罰規定が置かれています(金商法第207条第1項)。

(2) 課徴金

一方、行政処分としては、上記の規定に違反して、大量保有報告書又は変更報告書を提出しない者があるときは、課徴金の国庫納付命令を行うこととなります。課徴金額は、その提出すべき大量保有報告書又は変更報告書に係る株券等の発行者が発行する株券等の、報告書提出期限の翌日における時価総額の10万分の1です(金商法第172条7)。

なお、違反者が当局による調査前に申告を行った場合には、課徴金額は半額となります(金商法第185条の7第12項)。一方、違反者が過去5年以内に課徴金納付命令等を受けたことがある場合には、課徴金額は1.5倍となります(金商法第185条の7第13項)。

3. 虚偽記載のある大量保有報告書等の提出

(1) 刑事罰

大量保有報告書又は変更報告書等であって、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出した者は、5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金に処せられ、又はこれらが併科されます(金商法第197条の2第6号)。

また、法人の役職員が、その業務・財産に関し違反行為をしたときは、その法人に対しても5億円以下の罰金刑を科す両罰規定が置かれています(金商法第207条第1項)。

(2) 課徴金

一方、行政処分としては、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている大量保有報告書又は変更報告書を提出した者があるときは、課徴金の国庫納付命令を行うこととなります。課徴金額は、その大量保有報告書又は変更報告書等に係る株券等の発行者が発行する株券等の、報告書等が提出された日の翌日における時価総額の10万分の1です(金商法第172条の8)。

なお、違反者が過去5年以内に課徴金納付命令等を受けたことがある場合には、課徴金額は1.5倍となります(金商法第185条の7第13項)。

4. 事例

(1) 犯則事件

平成5年5月21日に、日本ユニシス(株)の株券に係る大量保有報告書の不提出により刑事告発しています。

また、平成12年12月4日に、東天紅(株)の株券に係る、虚偽の大量保有報告書の提出及び大量保有報告書の不提出により刑事告発しています。

(事案が10年以上前のものであるため、内容は省略させていただきます。)

(2) 課徴金納付命令事案

大量保有報告書等の不提出、虚偽記載のある大量保有報告書等の提出について、当証券取引等監視委員会が課徴金納付命令を勧告した事案はありませんが、金融庁において課徴金納付命令に係る審判手続開始の決定が行われ、課徴金納付命令の決定が行われた事案としては、次のものがあります。

i) 「シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドほか3社に対する課徴金納付命令事案」(平成22年12月17日審判手続開始決定、平成23年2月4日課徴金納付命令決定)では、

- ・ シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドは、関東財務局長に対し、大量保有報告書及び変更報告書26通を法定提出期限(平成20年12月12日～平成21年9月14日)までに提出せず、遅延して(平成21年4月21日～同年9月30日に)提出し、また、関東財務局長に対し、変更報告書3通について、提出者及び共同保有者の保有株券等の数について真実とは異なる内容を記載し、真実の株券等保有割合に比して1.23%から1.68%多い株券等を保有している旨の変更報告書を提出し、もって、金商法第172条の8に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」報告書等を提出しました。
- ・ シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクは、関東財務局長に対し、大量保有報告書及び変更報告書12通を法定提出期限(平成20年12月22日～平成21年8月7日)までに提出せず、遅延して(平成21年2月6日～同年9月29日に)提出し、また、関東財務局長に対し、変更報告書及び訂正報告書2通について、提出者及び共同保有者の保有株券等の数について真実とは異なる内容を記載し、真実の株券等保有割合に比して1.33%から1.68%多い株券等を保有している旨の変更報告書及び訂正報告書を提出し、もって、金融商品取引法第172条の8に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」報告書等を提出しました。
- ・ シティグループ・グローバル・マーケッツ・フィナンシャル・プロダクツ・エルエルシーは、関東財務局長に対し、変更報告書5通を法定提出期

限(平成20年12月12日～平成21年2月4日)までに提出せず、遅延して(平成21年9月7日～同年9月17日)に提出しました。

- ・ シティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社(旧法人名：日興シティホールディングス株式会社)は、関東財務局長に対し、変更報告書1通を法定提出期限(平成21年6月16日)までに提出せず、遅延して(平成21年9月29日)に提出しました。
- ii) 「モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドほか2社に対する課徴金納付命令事案」(平成23年6月24日審判手続開始決定、同年8月9日課徴金納付命令決定)では、
 - ・ モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、関東財務局長に対し、大量保有報告書及び変更報告書10通を法定提出期限(平成21年8月7日～同年10月22日)までに提出せず、遅延して(平成21年12月4日及び同年12月7日)に提出しました。
 - ・ モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社は、関東財務局長に対し、大量保有報告書及び変更報告書6通を法定提出期限(平成21年7月23日～同年10月22日)までに提出せず、遅延して(平成21年12月4日)に提出しました。
 - ・ モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニーは、関東財務局長に対し、変更報告書1通を法定提出期限(平成21年10月22日)までに提出せず、遅延して(平成21年12月4日)に提出しました。

*文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。

☆著者紹介 河野 一郎

大阪府出身 1985年京都大学経済学部卒業後、大蔵省(当時)に入省。金融庁総務企画局、証券取引等監視委員会事務局、監督局勤務を経て、2011年検査局総務課長、2012年8月より現職(証券取引等監視委員会事務局総務課長)。

■証券取引等監視委員会ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/sesc/>

■証券取引等監視委員会では、新着情報やその活動状況を掲載したメールマガジンを配信しております。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>